

○伊勢広域環境組合職員の育児休業等に関する条例

平成13年 5月17日

組合条例第26号

改正 平成20年 2月26日

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む）、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関しては、伊勢市職員の育児休業等の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月26日組合条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。